

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		子どもの未来と文化をはぐくむまち										施策番号・名		11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援			基本事業番号・名		11-03	子育て家庭の負担軽減									
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)		事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図		対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体						一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)								
	指標					実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費(実績額)			事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等	特定財源に伴う一般財源		一般財源													
											① (千円)	② (千円)	①+② (千円)		事業費 (実績額) (千円)	事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等												
11-03-01	子育て支援課助成係	根拠法令等	☐ 自主的 ☒ 義務的 ☐ 努力義務的 ・児童手当法 ・東久留米市児童手当事務取扱規則	対象	中学校修了前の子どもを養育している保護者	支給対象児童数 (n年度3月31日現在)	平成25年度	平成25年度	認定割合 (認定児童数/支給対象児童数)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持 説明欄：子ども手当(特別措置法に係る分)が平成24年3月末で終了し、平成24年4月から児童手当に制度変更された。 内容は子ども手当(特別措置法に係る分)を引き継ぐ形となったが、平成24年6月以降支給分から新たに所得制限が導入され、所得超過世帯は支給額が変わることから、夫婦の所得を把握し、必要に応じて変更手続きをするなど事務処理が煩雑になっている。	平成25年度	説明欄：平成24年度から児童手当は制度の恒久化と年少扶養控除廃止による地方税の増収から負担割合が国2/3、地方(都と市)1/3に明確化されたこととなった。 子ども手当へ移行した際の増加分はこれまで国費負担だったが、そこについても地方の負担が生じることになったため、一般財源が増加している。	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：										
	15,780		14,053		89		1,753,321	8,114		1,761,435	273,502	必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(%)																									
	平成24年度		平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度						
	15,754		14,040		89		1,806,775	8,049		1,814,824	288,198	必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(%)																									
11-03-02	子育て支援課 子育て支援係	根拠法令等	☐ 自主的 ☒ 義務的 ☐ 努力義務的 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (S47国要綱) 東久留米市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	対象	幼稚園等に在園する園児の保護者	在園児の保護者(世帯)延べ数	平成25年度	平成25年度	補助金額	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持 説明欄：幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する制度である。 平成26年度から生活保護世帯及び多子世帯に対する補助額が増額となる。また、今後、平成27年度開始予定の子ども・子育て支援新制度に伴い、事業内容が変更される可能性があるため、動向に注視していく必要がある。	平成25年度	説明欄：国の補助交付要綱上の補助率は、「補助対象費用の3分の1以内で別に定める」ことになっているが、実際には補助率が調整され、平成25年度の補助対象額に対する国の補助(補助率約24.5%)は4分の1以下となっており、その差額及び補助対象外費用(幼稚園園類似施設への補助等)は市の負担となっている。 (ただし、被災児童に対する市補助金に対しては都が全額補助。25年度は406,000円)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：										
	1,069		1,151		122,336		122,336	2,440		124,776	91,993	必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(千円)																									
	平成24年度		平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度					
	1,066		1,145		109,256		109,256	2,396		111,652	82,980	必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(千円)																									
11-03-03	子育て支援課 子育て支援係	根拠法令等	☐ 自主的 ☒ 義務的 ☐ 努力義務的 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱(都) 東久留米市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱	対象	幼稚園、幼稚園類似の幼児施設もしくは幼児教育施設に在園する園児の保護者	在園児の保護者(世帯)延べ人数	平成25年度	平成25年度	補助金額	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性 現状維持 27年度以降方向性 現状維持 説明欄：私立幼稚園の園児保護者に本補助金を交付することで、保護者の負担を軽減する。 本補助は、都により示された補助基準額をもとに、保護者への補助金額を市民税所得割課税額ごとに階層を定め交付する。加えて、各階層に市が月3,300円を交付する。 ただし、平成26年度から市の上乗せ(月3,300円)部分に関しては、行財政改革アクションプランの「補助金の適正化」により、東京都の補助対象とならない所得階層の高い第5階層の部分に関し、補助の見直しを行った。	平成25年度	説明欄：行財政改革アクションプラン3(2)補助金の適正化実施済み	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：										
	1,594		1,710		131,800		131,872	2,733		134,605		必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(千円)																									
	平成24年度		平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度					
	1,580		1,693		130,198		130,198	2,972		133,170		必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(千円)																									
11-03-04	子育て支援課 子育て支援係	根拠法令等	☒ 自主的 ☐ 義務的 ☐ 努力義務的 東久留米市私立幼稚園入園支度金貸付条例	対象	私立幼稚園の入園資金を必要とする保護者。	私立幼稚園の入園資金を必要とする保護者(世帯)数	平成25年度	平成25年度	貸付した保護者(世帯)数	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性 縮小 27年度以降方向性 縮小 説明欄：利用件数は、平成21年度で2件、平成22年度で5件、平成23年度で0件、平成24年度で0件、そして、平成25年度は0件であった。利用者数の5カ年推移を見ても、本事業の需要について高いとは言えない。また、国補助の私立幼稚園就園奨励費が平成26年度から生活保護世帯及び多子世帯に対する補助額が増額となったことから、今後は、本制度を継続するべきかについて検討していくことが必要であると考ええる。 また、平成23年度、平成24年度、平成25年度の新規の貸し付けはなく、先に貸し付けを行った分の償還については平成25年度ですべて終了しているため、貸付金の未償還は発生していない。	平成25年度	説明欄：	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	説明欄：										
	0		0		0		0	98		98		必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(人)																									
	平成24年度		平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度					
	0		0		0		0	96		96		必要性		有効性		達成度	効率性													
	(人)		(人)		(人)																									

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		子どもの未来と文化をはぐくむまち										施策番号・名		11		子どもが健やかに生まれ育つことへの支援				基本事業番号・名		11-03		子育て家庭の負担軽減												
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)				事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図				対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体							一般財源分							全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)						
	事業費(実績額)															人件費 (理論値)	トータル コスト	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				特定財源に伴う一般財源		一般財源												
	①																					②	①+②	事業費 (実績額) (千円)	事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等									
11-03-05	子育て支援課助成係	根拠法令等	☐ 自主的 ☒ 義務的 ☐ 努力義務的 ・東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例 ・東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則		対象	一定所得基準未満の保護者が養育する義務教育修了前の児童		平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄：東京都補助事業(都1/2、市1/2)補助要綱では所得制限が設けられているが、乳幼児については所得超過者は市で単独補助している。都内の区市では全自治体が単独補助を行っている。	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄： その結果、市単独補助分の一般財源が平成24年度から平成25年度にかけて減少した。								
	子育て支援課長 相川 浩一					15,780 (人)	13,639 (人)	86 (%)	372,853	16,507	389,360	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 3	184,775	10,824	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4															
	子ども医療費助成事業		・東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 ・東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則			平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	説明欄：平成24年度から児童手当の所得制限基準額が緩和されたことに伴い、当事業はこの基準に準拠していることから、平成24年10月より受給者が増加した。医療助成額は年々伸びており、今後も医療助成費は増加することが予想される。また、医療証受給者は医療証更新のために毎年現況届を提出させていたが、平成25年度より、市に所得情報がある者についての現況届が不要となり、事務手続きの効率化が図られた。				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度															
	財源	☐ 全額補助 ☒ 一部補助有 ☐ 市全額		手段・内容	・医療証交付、変更申請書等の受付 ・認定、却下、消滅通知 ・医療証の発行 ・現況届		15,754 (人)	13,520 (人)	86 (%)	365,877	16,317					382,194	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度												
		上乗	☒ 市独自上乗せ(上乗・横出)				平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度					平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度														
	事業形態	☒ 直営(委託無) ☐ 全部委託		意図	子育てにかかる医療費負担の軽減		15,690 (人)	12,679 (人)	81 (%)	353,042	17,462					370,504	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度												
		☐ 一部委託 ☐ 補助・助成金																																		
		☐ その他()																																		
	11-03-06	子育て支援課助成係	根拠法令等	☐ 自主的 ☒ 義務的 ☐ 努力義務的 ・民法(贈与契約) ・東久留米市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱(平成26年度中制定予定)		対象	平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者		平成25年度	平成25年度	平成25年度					平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	その他	27年度以降方向性	廃止(党7・統合含む)	平成25年度	説明欄：	平成25年度		26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄：			
		子育て支援課長 相川 浩一					()	()	()	3	22					25	必要性 3	有効性 3	達成度 3	効率性 2																
		子育て世帯臨時特例給付金給付事業		平成25年度は給付を実施していないため、対象指標なし ※平成26年度給付実施予定			平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度					平成24年度	説明欄：給付対象者は、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者である。このため、平成25年の所得が確定した後でないと給付対象が決定しないことから、申請受付及び給付については、平成26年7月以降となる見込みである。また、実施にかかる事務費も含め、全額国庫負担(国10/10)による事業である。				平成24年度		平成24年度	説明欄：												
		財源	☒ 全額補助 ☐ 一部補助有 ☐ 市全額		手段・内容	・申請書(請求書)の受付 ・(不)支給決定通知 ・給付金給付		()	()	()	()					()					()	平成23年度	平成23年度						平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度		
上乗			☐ 市独自上乗せ(上乗・横出)					平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度					平成23年度	平成23年度	平成23年度													
事業形態		☐ 直営(委託無) ☐ 全部委託		意図	消費税の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えをを図る観点から臨時的な給付措置を行う		()	()	()	()	()	()																								
		☒ 一部委託 ☐ 補助・助成金																																		
		☐ その他()																																		